

昭和二十六年法律第二百十九号

土地収用法

第一章 総則（第一条—第十条の二）

第二章 事業の準備（第十一条—第十五条）

第二章の二 土地等の取得に関する紛争の処理

第一節 あつせん（第十五条の二—第十五条の六）

第二節 仲裁（第十五条の七—第十五条の十）

第三章 事業の認定等

第一節 事業の認定（第十五条の十四—第三十条の二）

第二節 収用又は使用の手続の保留（第三十一条—第三十四条の六）

第三章の二 都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うに際して意見を聞く審議会等（第三十四条の七）

第四章 収用又は使用の手続

第一節 調書の作成（第三十五条—第三十八条）

第二節 裁決手続の開始（第三十九条—第四十六条）

第三節 补償金の支払請求（第四十六条の二—第四十六条の四）

第四節 裁決（第四十七条—第五十条）

第五章 収用委員会

第一節 組織及び権限（第五十一条—第五十九条）

第二節 会議及び審理（第六十条—第六十七条）

第三節 測量、事業の廃止等による損失の補償（第六十条—第六十三条）

第六章 損失の補償

第一節 収用又は使用による損失の補償（第六十八条—第六十九条の四）

第二節 測量、事業の廃止等による損失の補償（第六十九条—第九十四条）

第七章 収用又は使用に関する特別手続

第一節 削除（第一百八一条—第一百五十五条）

第二節 協議の確認（第一百六十二条—第一百二十一条）

第三節 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用（第一百二十二条—第一百二十四条）

第九章 手数料及び費用負担（第一百一十五条—第一百二十八条）

第一節 第一百二十八条

第二節 行政手続法の適用除外（第一百二十九条—第一百三十四条）

第三節 雜則（第一百三十五条—第一百四十条の二）

第四節 訴訟（第一百四十二条—第一百四十六条）

第五節 裁判所の管轄（第一百四十七条—第一百四十九条）

第六節 附則（第一百四十九条—第一百五十六条）

第七節 第一百五十六条

第八節 第一百五十七条

第九節 第一百五十八条

第十節 第一百五十九条

第十一節 第一百六十条

第十二節 第一百六十一条

第十三節 第一百六十二条

第十四節 第一百六十三条

第十五節 第一百六十四条

第十六節 第一百六十五条

第十七節 第一百六十六条

第十八節 第一百六十七条

第十九節 第一百六十八条

第二十節 第一百六十九条

第二十一節 第一百七十条

第二十二節 第一百七十一条

第二十三節 第一百七十二条

第二十四節 第一百七十三条

第二十五節 第一百七十四条

第二十六節 第一百七十五条

第二十七節 第一百七十六条

第二十八節 第一百七十七条

第二十九節 第一百七十八条

第三十節 第一百七十九条

第三十一節 第一百八十条

第三十二節 第一百八十一条

第三十三節 第一百八十二条

第三十四節 第一百八十三条

第三十五節 第一百八十四条

第三十六節 第一百八十五条

第三十七節 第一百八十六条

第三十八節 第一百八十七条

第三十九節 第一百八十八条

第四十節 第一百八十九条

第四十一節 第一百九十条

第四十二節 第一百九十一条

第四十三節 第一百九十二条

第四十四節 第一百九十三条

第四十五節 第一百九十四条

第四十六節 第一百九十五条

第四十七節 第一百九十六条

第四十八節 第一百九十七条

第四十九節 第一百九十八条

第五十節 第一百九十九条

第五十一節 第一百三十条

第五十二節 第一百三十一条

第五十三節 第一百三十二条

第五十四節 第一百三十三条

第五十五節 第一百三十四条

第五十六節 第一百三十五条

第五十七節 第一百三十六条

第五十八節 第一百三十七条

第五十九節 第一百三十八条

第六十節 第一百三十九条

第六十一節 第一百四十条

第六十二節 第一百四十一条

第六十三節 第一百四十二条

第六十四節 第一百四十三条

第六十五節 第一百四十四条

第六十六節 第一百四十五条

第六十七節 第一百四十六条

第六十八節 第一百四十七条

第六十九節 第一百四十八条

第七十節 第一百四十九条

第七十一節 第一百五十条

第七十二節 第一百五十一条

第七十三節 第一百五十十二条

第七十四節 第一百五十十三条

第七十五節 第一百五十十四条

第七十六節 第一百五十十五条

三 砂防法（明治三十年法律第一十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設

四 防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設

五 国又は都道府県が設置する地すべり等の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設

六 運河法（大正二年法律第十六号）による運河の用に供する施設

七 運河法（大正二年法律第十六号）による運河の用に供する施設

八 運河法（大正二年法律第十六号）による運河の用に供する施設

九 地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設

十 地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設

十一 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）による津波防護施設

十二 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識又は水路業務法（昭和二年法律第二百二号）による水路測量標

十三 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設

十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置

十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備

十六 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二条）による基幹放送事業者又は基幹放送局提携事業者が基幹放送の用に供する放送設備

十七 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）

十八 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十九号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物

十九 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第五号）による工業用水道事業の用に供する施設

二十 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十一 水道法（昭和三十二年法律第七十九号）による水道事業の用に供する施設

二十二 下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設

二十三 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十四 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七条）による漁港施設

十の二 海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）による海岸保全施設

十の三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）による津波防護施設

十一 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識又は水路業務法（昭和二年法律第二百二号）による水路測量標

十二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの

十三 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設

十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置

十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備

十六 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二条）による基幹放送事業者又は基幹放送局提携事業者が基幹放送の用に供する放送設備

十七 電気通信事業法（昭和三十九年法律第二百七十九号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物

十八 水道法（昭和三十二年法律第七十九号）による水道事業の用に供する施設

十九 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第五号）による工業用水道事業の用に供する施設

二十 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十一 水道法（昭和三十二年法律第七十九号）による水道事業の用に供する施設

二十二 下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設

二十三 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十四 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

十五 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

十六 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

十七 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

十八 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十一 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十二 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十三 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十四 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十五 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十六 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十七 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十八 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

三十 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

三十一 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

三十二 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

三十三 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

三十四 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

三十五 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

三十六 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

三十七 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

三十八 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

三十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

四十 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

四十一 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

四十二 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

四十三 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

四十四 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

四十五 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

四十六 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

四十七 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

四十八 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

四十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

五十 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

五十一 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

五十二 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

五十三 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

五十四 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

五十五 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

五十六 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

五十七 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

五十八 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

五十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

六十 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

六十一 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

六十二 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

六十三 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

六十四 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

六十五 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

六十六 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

六十七 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

六十八 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

六十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

七十 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

七十一 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

七十二 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

七十三 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

七十四 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

七十五 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

七十六 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

七十七 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

七十八 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

七十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八号）による工事用消防施設の用に供する施設

二十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二百六号）第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設

二十二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律第二百十八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。）

二十三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四百五号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校

二十四 国、地方公共団体、独立行政法人、病院機構、国立研究開発法人、国立がん研究センター、国立研究開発法人、国立循環器病研究センター、国立研究開発法人、国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人、国立成育医療研究センター、国立研究開発法人、国立長寿医療研究センター、国立健康危機管理研究機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、國家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所

二十五 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による火葬場

二十六 と畜場法（昭和二十八年法律第二百四号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十号）による化製場若しくは死亡獸畜取扱場

二十七 地方公共団体又は廃棄物の處理及清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十九号）第十五条の五第一項に規定する廃棄物（昭和二十三年法律第二百四十号）による化製処理センターが設置する同法による一般廃棄物による公的

二十七の二 国が設置する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)による汚染廃棄物等の処理施設

二十八 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)による中央卸売市場及び地方卸売市場(昭和三十二年法律第六百六十一号)による公園事業

二十九 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業

三十 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営

三十一 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設

三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

三十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設

三十四 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八百八十二号)による水資源開発施設及び愛知県が設置する公衆便所

三十四の二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発施設

三十四条の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究所センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行なう国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三条）第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号又は第十七条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設

三十四条の四 国立健康危機管理研究機構が国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第一号、第三号、第五号、第六号、第八号から第十号まで又は第十四号に掲げる業務の用に供する施設

三十五条 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設（収用し、又は使用することができます）の土地等の制限

（権利の収用又は使用）

第五条 土地を第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、その土地にある左の各号に掲げる権利を消滅させ、又は制限することが必要があれば、収用し、又は使用することができる。

（権利の収用又は使用）

一 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、これらの物件に関する所有権以外の権利を消滅させ、又は制

二 鉱業権

三 温泉を利用する権利

3 土地、河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水を第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、これらのもの（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底）に関する漁業権、入漁権その他の河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水を利用する権利を消滅させ、又は制限することができる。

4 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに、第三条各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めどおりに、これらの物を収用し、又は使用することができる。

（立木、建物等の収用又は使用）

第五条 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに、第三条各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めどおりに、これらの物を収用し、又は使用することができる。

（土石砂れきの収用）

第六条 土地に属する土石砂れきを第三条各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合には、この法律の定めどおりに、これらの物を収用することができる。

（定義等）

第七条 この法律において「起業者」とは、土地、第五条に掲げる権利若しくは第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は前条に規定する土石砂れきを収用することを必要とする第三条各号の一に規定する事業を行う者をいう。

2 この法律において「土地所有者」とは、収用又は使用に係る土地の所有者をいう。

3 この法律において「関係人」とは、第一条の規定によつて土地を収用し、又は使用する場合においては当該土地に関して地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借権若しくは賃貸借による権利その他所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に関して所有権その他の権利を有する者を、第五条の規定によつて同条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合においては当該権利に関する質権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他の権利を有する者を、第六条の規定に

第二章 事業の準備

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

よつて同条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合においては当該物件に関する所有権以外の権利を有する者を、第七条の規定によつて土石砂れきを収用する場合においては当該土石砂れきの属する土地に関する所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に関する所有権その他の権利を有する者をいう。ただし、第二十六条第一項（第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示が附した後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれないものとする。

この法律において、土地又は物件に関する所有権以外の権利を有する者には、当該土地若しくは物件又は当該土地若しくは物件に関する所有権以外の権利につき、仮登記上の権利又は既登記の買戻権を有する者、既登記の差押債権者及び既登記の仮差押債権者が含まれるものとする。

前項の規定は、鉱業権、漁業権又は入漁権に関する権利を有する者について準用する。この場合において、同項中「仮登記」とあるのは「仮登録」と、「既登記」とあるのは「既登録」と読み替えるものとする。

(起業者の権利義務の承継)
第九条 合併その他の事由に因り事業の承継があつた場合には、この法律の規定によつて従前の起業者が有していた権利義務は、当該事務を承継した者に移転する。

(手続の承継)
第十条 起業者、土地所有者又は関係人の変更があつた場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて従前の起業者、土地所有者又は関係人がした手続その他の行為は、新たに起業者、土地所有者又は関係人となつた者に対しても、その効力を有する。

(取得した土地の管理)
第十一条 起業者は、第二十六条第一項の規定によつて告示された事業の用に供するため取得した土地については、公共の利益に沿うように適正な管理を行わなければならぬ。

2 起業者は、前項に規定する土地を、同項に規定する事業の用以外の他の用に供するため取得した土地の用に供するため利用し、又は利用地を行なわなければならない。起業者は、前項に規定する事業の用に供するため利用し、又は利用地を行なわなければならない。配慮しなければならない。

(事業の準備のための立入権)
第十一條 第三条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査をする必要がある場合においては、起業者は、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を記載した申請書を当該区域を管轄する都道府県知事に提出して立入の許可を受けなければならない。但し、起業者が国又は地方公共団体であるときは、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することをもつて足りり、許可を受けることを要しない。

都道府県知事は、前項本文の規定によつて立入の許可の申請があつた事業が第三条各号の一に掲げる事業に該当しない場合又は立ち入ろうとする土地の区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲をこえる場合を除いては、立入を許可するものとする。

前項の規定によつて都道府県知事の許可を受けた起業者は又は第一項但書の規定によつて都道府県知事に通知をした起業者は、土地に、自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定による許可を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類並びに起業者が立ち入ろうとする土地の区域及び期間をその土地の占有者に通知し、又はこれらのこと項を公告しなければならない。

(立入の通知)
第十二条 前条第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の五日前までに、その日時及び場所を市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を土地の占有者に告げなければならぬ。

3 前条第三項の規定によつて宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、その土地に立ち入ろうとする者は、立入の際あらかじめその旨を占有者に告げなければならぬ。

(試掘等の携帯)
第十五条 第十一條第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証（起業者が国又は地方公共団体である場合を除く。）を携帯しなければならない。

4 前条の規定によつて障害物を伐除しようとする場合は適用しない。

(証票等の携帯)
第十五条の二 第三条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつたときは、関係当事者の双方又は一方は、書面をもつて、当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事に対して、当該紛争の解決をあつせんの様式は、国土交通省令で定める。

(あつせんの申請)
第十五条の三 あつせん委員は五人とし、事件ごとに、收用委員会がその委員の中から推薦する者一人及び学識経験を有する者で收用委員会が推薦するものについて、都道府県知事が任命する。（あつせん委員）

(あつせんの打切り)
第十五条の四 あつせん委員は、あつせん中の紛争に係る土地等について、第二十六条第一項（第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示があつた場合には、当該あつせんを打ち切るものとす

る。の身分を示す証票及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、示さなければならぬ。

4 第一項及び第二項に規定する証票及び許可証の請求があつたときは、示さなければならぬ。

(第二章の二 土地等の取得に關する紛争の処理)

(あつせん委員の報告及び退任)

第十五条の五 あつせん委員は、あつせんが終ったとき、又は前条に規定する場合その他の事由によりあつせんを打ち切ったときは、遅滞なく、その経過及び結果を都道府県知事に報告しなければならない。

第十五条の六 この法律に規定する事項を除き、あつせん委員は、前項の規定による報告をしたときは、当然に退任するものとする。
(あつせんの申請の手続等)

第二節 仲裁

(仲裁の申請)

第十五条の七 第十五条の二第一項本文に規定する場合において、当該紛争が土地等の取得に際しての対價のみに関するものであるときは、関係当事者の双方は、書面をもって、当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事に対し、仲裁委員による当該紛争の仲裁(以下単に「仲裁」という。)を申請することができる。ただし、当該土地等について、第二十六条第一項(百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示があつた後は、この限りでない。

第十五条の八 第十五条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「あつせん委員」とあるのは、「仲裁委員」と、「あつせん」とあるのは、「仲裁」と読み替えるものとする。

第十五条の九 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるとときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該紛争に係る資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第十五条の十 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する土地その他当該紛争に關係のある場所に立ち入り、当該紛争の原因たる事實関係につき検査をすることができる。

第十五条の十一 仲裁委員は、仲裁判断を行つたときには、遅滞なく、その概要を都道府県知事に報告しなければならない。

(仲裁委員の報告及び退任)

第十五条の十二 仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(仲裁の申請の手続等)

第十五条の十三 この法律に定めるもののほか、仲裁の申請の手続、仲裁の手続に要する費用その他仲裁に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 事業の認定等

第一節 事業の認定

(事業の説明)

第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

(事業の認定)

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに關する事業(以下「関連事業」という。)のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、その土地に係るものを除く。又は、送電事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるもの)の供給区域が、送電事業(供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域を除く。)、送電事業(供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)、配電事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)、送電事業(供給地點が一の都府県の区域内に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)又は発電事業(当該事業の用に供する電気工作物と電気的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)の用に供する電気工作物に関する事業

チ イからトまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設に関する事業

ハ 日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事業

二 電気事業法による一般送配電事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるもの)の供給区域が、送電事業(供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域を除く。)、送電事業(供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)、配電事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)、送電事業(供給地點が一の都府県の区域内に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)、配電事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)の用に供する電気工作物に関する事業

ハ 日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事業

二 電気事業法による一般送配電事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるもの)の供給区域が、送電事業(供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域を除く。)、送電事業(供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)、配電事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)、送電事業(供給地點が一の都府県の区域内に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)、配電事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)の用に供する電気工作物に関する事業

一 事業計画書

二 起業地及び事業計画を表示する図面

三 収用又は使用的別を明らかにした起業地

四 事業の認定を申請する理由

五 起業地内に規定する土地があるときは、その土地に關する調書、図面及び當該土地の管理者の意見書

六 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、當該法令の施行について権限を有する行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合において起業者が當該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面

七 第十五条の十四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面

八 前項第四号から第六号までに掲げる意見書類又は當該行政機関の意見書

九 前項第四号から第六号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添附しなければならない。

三 國土交通大臣又は都道府県知事は、次条の規定による事業認定申請書を受理した日から三月以内に、事業の認定に關する処分を行なうよう努めなければならない。

(事業認定申請書)

第十八条 起業者は、第十六条の規定による事業の認定を受けようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前条第一項又は第二十七条第二項の場合においては都道府県知事に提出しなければならない。

一 起業者の名稱

二 事業の種類

三 収用又は使用的別を明らかにした起業地

四 事業の認定を申請する理由

五 起業地内に規定する土地があるときは、その土地に關する調書、図面及び當該土地の管理者の意見書

六 起業地内に規定する土地があるときは、當該法令の施行について権限を有する行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合において起業者が當該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面

七 第十五条の十四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面

八 前項第四号から第六号までに掲げる意見書類又は當該行政機関の意見書

九 前項第四号から第六号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過しても、これを得ことができなかつたときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添附しなければならない。

四 第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならぬ。

第一節 調書の作成

第三十五条 第二十六条第一項の規定による事業

の認定の告示があつた後は、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、事業の準備のため又は次条第一項の土地調書及び物件調書の作成のために、その土地又はその土地にある工作物に立ち入つて、これを測量し、又はその土地及びその土地若しくは工作物にある物件の占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定によつて土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その日時及び場所を当該土地又は工作物の占有者に通知しなければならない。

3 第十二条第三項及び第四項、第十三条並びに第五条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第二条第三項及び第四項中「前条第三項」とあり、又は第十三条及び第十五条第一項中「第十一條第三項」とあるのは「第三十五条第一項」と、第十二條第三項中「土地又はかき、さく等で囲まれた土地」とあるのは「若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は工作物」と、同条第三項、第十三條及び第十五条第一項中「土地」とあり、又は同条第三項中「土地又は障害物」とあるのは「土地又は工作物」と、第十五条第一項中「証票及び都道府県知事の許可証（起業者が國又は地方公共団体である場合を除く。）」とあり、又は同条第三項中「証票又は許可証」と、若しくは第四項中「証票及び許可証」とあるのは「証票」と読み替えるものとする。
(土地調書及び物件調書の作成)

4 第二項の場合において、土地所有者及び関係人のうちに、同項の規定による署名押印を拒んだ者、同項の規定による署名押印を求められたにもかかわらず相当の期間内にその責めに帰すべき事由によりこれをしない者又は同項の規定による署名押印をすることができない者があるときは、起業者は、市町村長の立会い及び署名押印を求めなければならない。この場合において、市町村長は、当該市町村の職員を立ち会わせ、署名押印させることができる。

5 前項の場合において、市町村長が署名押印を拒んだときは、都道府県の職員のうちから立会人により、当該都道府県の職員のうちから立会人を指名し、署名押印させなければならない。

6 前二項の規定による立会人は、起業者又は起業者に対し第六十一条第一項第二号又は第三号の規定に該当する関係にある者であつてはならない。

(土地調書及び物件調書の作成手続の特例)

第三十六条の二 起業者は、第一号に掲げる場合にあつては前条第一項の土地調書を、第二号に掲げる場合には同項の物件調書を、それぞれ、同条第二項から第六項までに定める手続きに代えて、次項から第七項までに定める手続により作成することができる。

一 収用し、又は使用しようとする一筆の土地の所有者及び当該土地に関して権利を有する関係人(これらの者のうち、起業者が過失がなくて知ることができない者を除き、一人当たりの補償金の見積額が最近三年間の権利取得裁決に係る一人当たりの補償金の平均額に照らして著しく低い額として政令で定める額以下である者に限る)が、百人を超えると見込まれる場合

二 収用し、又は使用しようとする一筆の土地にある物件に関して権利を有する関係人(起業者が過失なくして知ることができない者を除き、一人当たりの補償金の見積額が最近三年間の明渡裁決に係る一人当たりの補償金の平均額に照らして著しく低い額として政令で定める額以下である者に限る)が、百人を超えると見込まれる場合

三 前項の規定により土地調書又は物件調書を作成する場合において、起業者は、自ら土地調書又は物件調書に署名押印した上で、収用し、又は使用しようとする一筆の土地が所在する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところに

より、土地調書又は物件調書の写しを添付した申出書を提出しなければならない。

市町村長は、前項の申出書を受け取つた場合は、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び申出に係る土地又は物件の所在地を公告し、公告の日から一箇月間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

第二十四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による公告及び縦覧について準用する。

起業者は、第三項の規定による公告があつたときは、当該公告に係る土地調書又は物件調書に氏名及び住所が記載されている土地所有者及び関係人に対し、同項の規定による公告があつた旨の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、同項の規定による公告の日から一週間に以内に発しなければならない。

第三項の規定による公告に係る土地調書又は物件調書に記載されている土地所有者及び関係人は、当該土地調書又は物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を有するときは、同項の縦覧期間内に、起業者に対し、国土交通省令で定めるところにより、その内容を記載した異議申出書を提出することができる。

起業者は、前項の異議申出書を受け取つたときは、第三項の規定による公告に係る土地調書又は物件調書に当該異議申出書を添付しなければならない。

(土地調書及び物件調書の記載事項)

第三十七条 第三十六条第一項の土地調書には、収用し、又は使用しようとする土地について、次に掲げる事項を記載し、実測平面図を添付しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者の氏名及び住所

二 収用し、又は使用しようとする土地の面積並びに住所並びにその権利の種類及び内容

三 土地に関する権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容

四 調書を作成した年月日

五 その他必要な事項

二 第三十六条第一項の物件調書には、収用し、又は使用しようとする土地にある物件について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 物件がある土地の所在、地番及び地目

二 物件の種類及び数量並びにその所有者の氏名及び住所

三 物件に関する権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容
四 調書を作成した年月日
五 その他必要な事項

（測量等が著しく困難な場合の土地調書及び物
件調書の作成）

第三十七条の二 起業者は、土地所有者、関係人
その他の者が正当な理由がないのに第三十六条
第一項の土地調書又は物件調書の作成のための
第三十五条第一項の規定による立入りを拒み、
又は妨げたため、同項の規定により測量又は調
査をすることが著しく困難であるときは、他の
方法により知ることができる程度でこれらの調
書を作成すれば足りるものとする。この場合に
おいては、これらの調書にその旨を付記しなけ
ればならない。

（土地調書及び物件調書の効力）

第三十八条 起業者、土地所有者及び関係人は、
第三十六条第三項の規定によつて異議を付記し
た者及び第三十六条の二第六項の規定によつて
異議申出書を提出した者がその内容を述べる場
合を除き、第三十六条から前条までの規定によ
つて作成された土地調書及び物件調書の記載事
項の真否について異議を述べることができな
い。ただし、その調書の記載事項が真実に反し
ていることを立証するときは、この限りでな
い。

第二節 裁決手続の開始

（収用又は使用の裁決の申請）

第三十九条 起業者は、第二十六条第一項の規定
による事業の認定の告示があつた日から一年以
内に限り、収用し、又は使用しようとする土地
が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使
用の裁決を申請することができる。

土地所有者又は土地に関する権利を有する関
係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権
者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人
を除く。）は、自己の権利に係る土地について、
起業者に対し、前項の規定による申請をすべき
ことを請求することができる。ただし、一団の
土地については、当該収用又は使用に因つて残

地となるべき部分を除き、分割して請求することができない。

第三項 前項の規定による請求の手続に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

(裁決申請書)

第四十条 起業者は、前条の規定によつて収用委員会の裁決を申請しようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、裁決申請書に次に掲げる書類を添付して、これを収用委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面

二 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
イ 在、地番及び地目

ロ 収用し、又は使用しようとする土地の面積(土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む)。

ハ 土地を使用しようとする場合において

ニ 土地所有者及び土地に関する権利を有する関係人の氏名及び住所

ホ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

ヘ 権利を取得し、又は消滅させる時期

三 第三十六条第一項の土地調査又はその写し

前項第二号ニに掲げる事項に関する起業者が過失がなくて知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添附書類に記載することを要しない。

(裁決申請書の欠陥の補正)

第四十一条 第十九条の規定は、前条の規定による裁決申請書及びその添附書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは、「第四十条」と、「事業認定申請書」とあるのは、「裁決申請書」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは、「収用委員会」と読み替えるものとする。

(裁決申請書の送付及び総覧)

第四十二条 収用委員会は、第四十条第一項の規定による裁決申請書及びその添附書類を受理したときは、前条において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、市町村別に当該市町村に関する部分の写を当該市町村長に送付するとともに、添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、直ちに、裁決の申請があつた旨及び第四十条第一項第二号イに掲げる事項を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の総覧に供しなければならない。

第四十三条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地所有者及び関係人は、同条の総覧期間内に、収用委員会に意見書を提出することができる。但し、総覧期間が経過した後において意見書が提出された場合においても、収用委員会は、相当の理由があると認めるときは、当該意見書を受理することができる。

2 前条第二項の規定による公告があつたときは、その公告があつた土地及びこれに関する権利について仮処分をした者その他損失の補償の決定によって権利を害される虞のある者(以下「準関係人」と総称する。)は、収用委員会の審理が終るまでは、自己の権利が影響を受ける限度において、損失の補償に関する意見書を提出することができる。

3 土地所有者、関係人及び準関係人は、前二項の規定による意見書において、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを記載することができない。

2 第一項又は第二項の規定による意見書に、前項に規定する収用委員会の審理と関係がない事項が記載されている場合における第六十三条第一項の規定の適用については、初めから当該事項の記載がなかつたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による意見書に、前項に規定する収用委員会の審理と関係がない事項が記載されている場合における第六十三条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する裁決の公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する総覧期間を経過した後、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより裁決手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、申請に係る土地を管轄する登記所に、その土地及びその土地に関する権利について、収用又は使用的の裁

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、直ちに、裁決の申請があつた旨及び第四十条第一項第二号イに掲げる事項を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の総覧に供しなければならない。

第四十四条 第三十六条第一項の土地調査の作成前に第三十九条第二項の規定による請求があつたときは、第四十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登記簿に現われた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、添付することを要しない。

2 起業者は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決を申請したときは、第三十六条第一項の土地調査書の作成後、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による添付書類の中省略された部分を補充しなければならない。この場合において、そ

3 市町村長が第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても第二項の規定による手続を行なわない場合に準用する。この場合において、同一條第四項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

4 第二十四条第四項から第六項までの規定は、市町村長が第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても第二項の規定による手続を行なわない場合に準用する。この場合において、同一條第四項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

5 都道府県知事は、収用委員会に対して前項の規定により第二項の規定による公衆の総覧に供しなければならない書類の送付を求めることができる。

6 都道府県知事は、第四項の規定により第二項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に通知しなければならない。

い。(土地所有者及び関係人等の意見書の提出)

2 起業者は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、収用委員会は、第四十一条において準用する第十一条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、申請に係る土地が所在する市町村の長並びに添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

3 第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替えるものとする。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、通知に係る土地について裁決の申請があつた旨を二週間公告しなければならない。

3 第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替えるものとする。

2 第一項又は第二項の規定による意見書に、前項に規定する収用委員会の審理と関係がない事項が記載されている場合における第六十三条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する裁決の公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する総覧期間を経過した後、遅滞なく、審理を開始しなければならない。

2 収用委員会は、審理を開始する場合においては、起業者、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人並びに第四十三条又は第八十七条の規定によつて意見書を提出した者に、だしおの規定によつて意見書を提出した者にあらかじめ審理の期日及び場所を通知しなければならない。

3 収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努めなければならない。

決手続の開始の登記(以下単に「裁決手続開始の登記」という。)を嘱託しなければならない。

(裁決手続開始の登記の効果)

第四十五条の三

裁決手続開始の登記があつた後

において、当該登記に係る権利を承継し、当該登記に係る権利について仮登記若しくは買戻しきは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に報告しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に報告しなければならない。

4 第二十四条第四項から第六項までの規定は、市町村長が第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても第二項の規定による手続を行なわない場合に準用する。この場合において、同一條第四項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

5 都道府県知事は、収用委員会に対して前項の規定により第二項の規定による公衆の総覧に供しなければならない書類の送付を求めることができる。

6 都道府県知事は、第四項の規定により第二項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に通知しなければならない。

い。(土地所有者及び関係人等の意見書の提出)

2 起業者は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、収用委員会は、第四十一条において準用する第十一条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、申請に係る土地が所在する市町村の長並びに添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

3 第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替えるものとする。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、通知に係る土地について裁決の申請があつた旨を二週間公告しなければならない。

3 第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替えるものとする。

2 第一項又は第二項の規定による意見書に、前項に規定する収用委員会の審理と関係がない事項が記載されている場合における第六十三条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する裁決の公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する総覧期間を経過した後、遅滞なく、審理を開始しなければならない。

2 収用委員会は、審理を開始する場合においては、起業者、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人並びに第四十三条又は第八十七条の規定によつて意見書を提出した者に、だしおの規定によつて意見書を提出した者にあらかじめ審理の期日及び場所を通知しなければならない。

第三節 换算金の支払請求

(補償金の支払請求)

第四十六条の二 土地所有者又は土地に関する権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者は仮差押債権者である関係人を除く。）は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、第四十八条第一項の規定による裁決前であつても、起業者に対し、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金（第七十六条第三項の規定によるものを除く。）の支払を請求することができる。第三十九条第二項ただし書及び第三項の規定は、この場合に準用する。

2 前項の規定による補償金の支払の請求は、第三十九条第二項の規定による請求とあわせてしなければならない。ただし、既に、起業者が同条第一項の規定による収用若しくは使用的の裁決の申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が同条第二項の規定による請求をしているときは、この限りでない。

3 裁決手続開始の登記前から差押え又は仮差押えの執行がされている権利（当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売によつて消滅すべき権利を含む。）については、第一項の規定による補償金の支払の請求は、その執行ができない。差押え又は仮差押えの執行前に同項の規定による補償金の支払の請求がされた権利について、差押え又は仮差押えの執行後に裁決手続開始の登記がされたときは、同項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。（残地收用等による補償金の支払請求）

第四十六条の三 第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による収用の請求を前提とする前条第一項の規定による補償金の支払の請求は、あらかじめ、第八十七条の規定によりその収用の請求に必要な手続をした場合に限つてす（見積りによる補償金の支払）

第四十六条の四 起業者は、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、二月以内に自己の見積りによる補償金を支払わなければならぬ。ただし、裁決手続開始の登記がされていないときは、その登記がされた日から一週間に以内に支払えなければならない。

2 第九十五条第二項（第四号を除く。）及び第四項後段、第九十九条第一項及び第三項並びに

第百四条の規定は、前項の規定によつて支払うべき補償金について準用する。この場合において、第九十五条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」と、第一百四条中「が収用され、又は使用された」とあるのは「について、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求がされた」と、「第四十六条の四第一項の規定によつて」であるのは「第四十六条规定による補償金の支払の請求がされた」と、「その目的物の収用又は使用に因つて」とあるのは「第四十六条の四第一項の規定によつて」と読み替えるものとする。

3 起業者は、前項において準用する第四条の規定により権利を行なうことができる者に対し

て、第一項の規定による補償金の支払前において、第一項の規定による支払期限前に権利取得裁決によって、第一項の規定による支払の旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定による支払期限前に権利取得裁決の裁決書の正本が起業者に送達されたときは、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

第四節 裁決
(却下の裁決)
第四十七条 収用又は使用的の裁決の申請が左の各号の一に該当するときその他この法律の規定に違反するときは、収用委員会は、裁決をもつて申請を却下しなければならない。
一 申請に係る事業が第二十六条第一項の規定によつて告示された事業と異なるとき。
二 申請に係る事業計画が第十八条第二項第一号の規定によつて事業認定申請書に添附された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

（収用又は使用的の裁決）

第四十七条の二 収用又は使用的の裁決の申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用的の裁決をしなければならない。

2 収用又は使用的の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。
4 明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあつた後に行なう。ただし、明渡裁決のため必要な審理を権利取得裁決前に行なうことを妨げない。

（明渡裁決の申立て等）

第四十七条の三 起業者は、明渡裁決の申立てをしようとするとき、又は土地所有者若しくは関係人から明渡裁決の申立てがあつたときは、

土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を収用委員会に提出しなければならない。

一 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ 土地の所在、地番及び地目

ロ 土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全般的部の物件の數量を含む。）

ハ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

内訳
ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

二 第四十二条第一項第二号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその全般的部の数量を含む。）

内訳
ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

二 第三十六条第一項の物件調査又はその写し

二 第四十二条第二項の規定は、前項第一号ハに掲げる事項の記載について準用する。

3 第三十七条の二に規定する場合においては、第一項第一号の書類に記載すべき事項のうちロに掲げる事項については、第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

4 第一項第二号に掲げる書類については、既に作成したこれらの書類の内容が現況と著しく異なると認められるときは、新たにこれを作成しないこととし、従前の書類とともに提出しなければならない。

5 第十九条第一項前段の規定は、第一項に規定する書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第四十七条の三第一項から第四項まで」と、「事業認定申請書及びその添付書類」とあるのは「書類」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

6 第一項から前項までに定めるもの外、明渡裁決の申立ての手続に關して必要な事項は、国土交通省令で定める。

（書類の送付及び総覧）

第四十七条の四 収用委員会は、前条第一項の書類を受理したときは、市町村別に当該市町村に關係がある部分の写しを当該市町村長に送付す

るとともに、その書類に記載されている土地所

有者及び関係人に明渡裁決の申立てがあつた旨の通知をしなければならない。

2 第四十二条第二項から第六項まで及び第四十

三条の規定は、前項の規定により市町村長が送

付を受けた書類の縦覽並びに土地所有者、関係人及び準関係人の意見書の提出について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十七条の三第一項」と、「第四十条第一項第二号イ」とあるのは「同項第一号イ」と読み替えるものとする。

第四十八条 権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間

二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に對する損失の補償

三 権利を取得し、又は消滅させる時期（以下「権利取得の時期」という。）

四 その他この法律に規定する事項

二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に對する損失の補償

三 収用委員会は、前項第一号に掲げる事項について、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添附書類によつて起業者が申し立てた範囲においては、その請求の範囲内において裁決しないこととする。

4 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、第四十条第一項の規定による請求があつた場合においては、その請求の範囲内において裁決しないこととする。

5 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、第八十二条第一項の規定による請求があつた場合においては、その請求の範囲内において裁決しないこととする。

6 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前二項の規定によるのほか、当該補償金を受けるべき土地所有者及び関係人の氏名及び住所を明らかにして裁決しなければならない。ただし、土地所有者又は関係人の氏名又は住所を確認することができないときは、当該事項については、この限りでない。

7 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前二項の規定によるのほか、土地に関する所有権以外の権利に關して争いがある場合においては、裁決の時期までにその権利の存否が確定しないときは、当該権利が存するものとして裁決しなければならない。この場合においては、裁決の後に土地に関する所有権以外の権利が存しないことが確定した場合における土地

が害される虞があるときは、他の公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(意見を述べる権利等)

第六十三条 起業者、土地所有者及び関係人は、申請書の添附書類又は第四十三条第一項の規定によつて提出された裁決記載された事項については、第六十五条第一項

第一号の規定によつて意見書の提出を命ぜられた場合又は第二項に規定する場合を除いては、これを説明する場合に限り、収用委員会の審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

起業者 土地所有者及び関係人は、損失の補償に関する事項については、収用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

起業者 土地所有者及び関係人は、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを前二項の規定による意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べることができない。

起業者、土地所有者及び関係人は、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第四十三条第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は第一項若しくは第二項の規定によつて意見書により、若しくは口頭で述べた意見の内容を証明するために、収用委員会に対して資料を提出すること、必要な見書によつて意見書によつて意見書を美地に調査すること又は土地若しくは物件を美地に調査することを申し立てることができる。

(会長又は指名委員の審理指揮権)

第六十四条 収用委員会の審理の手続は、会長又は指名委員が指揮する。

2 会長又は指名委員は、起業者、土地所有者及び関係人が述べる意見、申立、審問その他の行為が既に述べた意見又は申立て重複するとき、裁決の申請に係る事件と関係がない事項にわたりときその他相当でないと認めるときは、これを制限することができる。

3 会長又は指名委員は、収用委員会の公正な審理の進行を妨げる者に対しても、退場を命ずることができる。

(審理又は調査のための権限等)

第六十五条 収用委員会は、第六十三条第四項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるとときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 起業者、土地所有者若しくは関係人又は参考人に出頭を命じて審問し、又は意見書若しくは資料の提出を命ずること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 現地について土地又は物件を調査すること。

4 前項第二号の規定によつて鑑定人に土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の価格を鑑定させるときは、当該鑑定人のうち少なくとも一人は、不動産鑑定士でなければならぬ。

5 第六十条の二の規定によつて委員又は職員があつたときは、これを示さなければならない。

6 第一条第一項各号の一に該当する者であつてはならない。

7 収用委員会の裁決の会議は、公開しない。

第六十六条 収用委員会の裁決の会議は、公開しない。

8 収用委員会は、共同の利益を有する土地所有者又は関係人が著しく多数である場合において、審理の円滑な進行のため必要があると認めるとときは、当該土地所有者又は関係人に対し、二人以上の代表当事者が選定すべきこと

5 代表当事者が選定されたときは、代表当事者を除く選定者は、代表当事者を通じてのみ、前項に規定する行為をすることができる。

(裁決の会議等)

6 選定者に対する収用委員会の通知その他の行為は、二人以上の代表当事者が選定されている場合においても、一人の代表当事者に対してすれば足りる。

7 収用委員会は、共同の利益を有する土地所有者又は関係人が著しく多数である場合において、審理の円滑な進行のため必要があると認めるとときは、当該土地所有者又は関係人に対し、二人以上の代表当事者を選定すべきこと

とを勧告することができる。

8 収用委員会の印章を押さない。

9 裁決は、文書によつて行う。裁決書には、その理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

10 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

11 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

12 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

13 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

14 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

15 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

16 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

17 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

18 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

19 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

20 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

21 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

22 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

23 第一項の規定により代表当事者を選定すべきことの理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加わった委員は、これに署名押印しなければならない。

第七十二条 前条の規定は、使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額について準用する。この場合において、同条中「近傍類地の取引価格」とあるのは、「その土地及び近傍類地の地代及び借賃」と読み替えるものとする。

(その他の補償額算定の時期)

第七十三条 この節に別段の定めがある場合を除く之外、損失の補償は、明渡裁決の時の価格によつて算定してしなければならない。

第七十四条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その他残地に関して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

第七十五条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地に通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

第七十六条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用することに因つて、残地を從来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、土地所有者は、その全部の収用を請求することができる。

第七十七条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用することに因つて、残地を從来執行に特別の支障がなく、且つ、他の関係人の権利を害しない限りにおいて、従前の権利の存続を請求することができる。

第七十八条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第七十九条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十一条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十二条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十三条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十四条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第七十五条 前条の規定は、使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額について準用する。この場合において、同条中「近傍類地の取引価格」とあるのは、「その土地及び近傍類地の地代及び借賃」と読み替えるものとする。

(残地補償)

第七十六条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地の価格が減じ、その他残地に関して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

第七十七条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて、残地に通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

第七十八条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用することに因つて、残地を從来執行に特別の支障がなく、且つ、他の関係人の権利を害しない限りにおいて、従前の権利の存続を請求することができる。

第七十九条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十一条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十二条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十三条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十四条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十五条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

第八十六条 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法に

ついて、第八十二条から第八十六条までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

(損失補償の制限)

第八十九条 土地所有者又は関係人は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の後に、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて都道府県知事の承認を得た場合を除くの外、これに関する損失の補償を請求することができない。

2 土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置がもつぱら補償の増加のみを目的とすると認められるとときは、都道府県知事は、前項に規定する承認をしてはならない。

3 土地の形質の変更について、土地所有者又は関係人が第二十八条の三第一項の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による承認があつたものとみなす。

(起業利益との相殺の禁止)

第九十条 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用する場合において、当該土地を収用し、又は使用する事業の施行に因つて残地の価格が増加し、その他残地に利益が生ずることがあつても、その利益を収用又は使用に因つて生ずる損失と相殺してはならない。

(補償請求者に関する特例)

第九十一条 第四十六条の一第一項の規定による補償金の支払の請求があつた土地又は土地に関する所有権以外の権利については、第七十一

条中「権利取得裁決の時」とあるのは、「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」とする。

(差額及び加算金の裁決)

第九十二条 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合においては、収用委員会は、権利取得裁決において次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一起業者が土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金として既に支払つた額限における価額に修正した額

二 前条の規定により読み替えたれた第七十二条の規定によつて算定した補償金の額と前号の額とに過不足があるときは、起業者が支払期

うべき補償金の残額及びその権利者又は起業者が返還を受けることができる額及びその債務者

三 支払を遅滞した補償金に対する加算金前項第三号に掲げる加算金の額は、第四十六条の四第一項の規定による支払を遅滞した金額について、その支払を遅滞した期間(裁決の時までに支払われなかつた金額については、裁決の時までの期間)の日数につき、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

2 一 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割以上である期間 年十八・二五パーセント

二 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割未満一割以上である期間 年十一パーセント

三 遅滞額が前条の規定による補償金の額の一割未満である期間 年六・一二五パーセント

(過怠金の裁決)

第九十三条の四 起業者が第三十九条第二項の規定による請求を受けた日から二週間以内に収用又は使用の裁決の申請をしなかつた場合においては、収用委員会は、権利取得裁決において、起業者が、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人に対し、それらの者が

受けるべき補償金の額につき年十八・二五パーセントの割合により裁決の申請を怠つた期間の日数に応じて算定した過怠金を支払うべき旨の裁決をしなければならない。

第二節 測量、事業の廃止等による損失

(測量、調査等による損失の補償)

第九十四条 第十一条第三項、第十四条又は第三十五条第一項の規定により土地又は工作物に立ち入つて測量し、調査し、障害物を伐除し、又は土地に試掘等を行うことにつつて損失を生じたときは、起業者は、損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、損失があつたことを知つた日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(前三条による損失の補償の裁決手続)

第九十五条 第十一条第三項、第十四条又は第三十五条第一項の規定により土地又は工作物に立ち入つて測量し、調査し、障害物を伐除し、又は土地に試掘等を行うことにつつて損失を生じたときは、起業者は、損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

(事業の廃止等による損失の補償)

第九十六条 第二十六条规定による事業の認定の告示があつた後、起業者が事業の全部

若しくは一部を廃止し、若しくは変更し、第二

十九条若しくは第三十四条の六の規定によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期の規定により算定した修正率によつて算定した修正率によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期の額に修正した額

係人が損失を受けたときは、起業者は、これを補償しなければならない。

2 前項第二項の規定は、前項の場合に準用する。前項第二項の規定は、前項において準用する第

(収用し、又は使用する土地以外の土地に関する損失の補償)

三 土地を収用し、又は使用(第二百二十二条第一項又は第二百二十三条第一項の規定によつて使用する場合を含む。)して、その土地を

事業の用に供することにより、当該土地及び残地以外の土地について、通路、溝、垣、さくそ他の工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは修繕し、又は盛土若しくは切土をする必要があると認められるときは、起業者は、これら

の工事をすることを必要とする者の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、起業者又は当該工事をすることを必要とする者は、補償金の全部又は一部に代えて、起業者が当該工事を行うことを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、事業に係る工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(前三条による損失の補償の裁決手続)

第九十六条 第十一条第三項から第五項まで、第六十四条第二項及び第六十六条第三項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、及び第五十条第二項第五十条及び第五章第二節(第六十三条第一項を除く。)の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場

合において、第五十条、第六十一条第一項、第六十三条第二項から第五項まで、第六十四条第二項及び第六十六条第三項中「起業者、土地所有者及び関係人」と、同条第二項及び第三項中「収用し、又は使用しようとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員」とあるのは「裁決申請者及びその相手方」と、同条第二項及び第三項中「前二項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同条第五項中「権利取得裁決又は明渡裁決」とあるのは「第九十四条第八項の規定による裁決」と、第六十三条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「第四十条第一項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第四十三条第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は第一項若しくは第二項」とあるのは「第九十四条第三項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は第二項」と、第六十五条第一項第一号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者又は関係人」とあるのは「裁決申請者又はその相手方(これらの者のうち起業者である者を除く。)」と読み替えるものとする。

3 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所

二 相手方の氏名及び住所

三 事業の種類

四 損失の事実

五 損失の補償の見積及びその内訳

六 協議の経過

7 収用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならない。

8 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下しなければならない。この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決

事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

5 収用委員会は、第三項の規定による裁決申請書を受理したときは、前項において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、第三項の規定による裁決申請者及び裁決申請書に記載されている相手方にあらかじめ審理の期日及び場所を通知した上で、審理を開始しなければならない。

6 第五十条及び第五章第二節(第六十三条第一項を除く。)の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、第五十条、第六十一条第一項、第六十三条第二項から第五項まで、第六十四条第二項及び第六十六条第三項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、及び第五十条第二項及び第三項中「前二項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同条第五項中「権利取得裁決又は明渡裁決」とあるのは「第九十四条第八項の規定による裁決」と、第六十三条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「第四十条第一項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第四十三条第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は第一項若しくは第二項」とあるのは「第九十四条第三項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は第二項」と、第六十五条第一項第一号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者又は関係人」とあるのは「裁決申請者又はその相手方(これらの者のうち起業者である者を除く。)」と読み替えるものとする。

7 収用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならない。この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決

なお明渡裁判決の申立てをすることができるものとし、その期間を経過しているときは、裁決手続開始の決定及び権利取得裁判は、取り消されたものとみなす。

起業者は、当該土地の所有権を取得し、当該土地に関するその他の権利並びに当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る仮登記上の権利及び買戻権は消滅し、当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る差押え、仮差押えの執行及び仮処分の執行はその効力を失う。但し、第七十六条第二項又は第八十一条第二項の規定に基づく請求に係る裁決で存続を認められた権利については、この限りでな

一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を
移転すべき者がその責めに帰することができ
ない理由に因りその義務を履行することができ
きないとき。

用に因つて債務者が受けるべき補償金等又は賃地に対しても行うことができる。但し、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。(起業者が返還を受ける額に係る債務名義)

た裁決」とあるのは、「第九十条の三第一項第二号の規定によつて起業者が返還を受けることができる額についてされた裁決」と読み替えるものとする。

て、その期間が満了したとき、又は事業の停止、変更その他の事由に因つて使用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、その土地を土地所有者又はその承継人に返還しなければならない。

(賃受権) 第百六条 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内に、事業の廃止、変更又は分割等の事由によつて、又はその他の事由によつて、事業の運営が不可能となつた場合に、

た土地の全部若しくは一部が不用となつたとき、又は事業の認定の告示の日から十年を経過しても収用した土地の全部を事業の用に供しなかつたときは、権利取得裁決において定められ

る。」は、当該土地が不用となつた時期から五年又は事業の認定の告示の日から二十年のいずれか遅い時期までに、起業者が不用となつた部分の土地又は事業の用に供しなかつた土地及び

土地の現在の所有者（以下「収用地の現所有者」という。）に提供して、その土地を買い受けけることができる。但し、第七十六条第一項の規定によつて収用した残地は、その残地とともに

に収用された土地でその残地に接続する部分が不用となつたときでなければ買収受けることができない。

2 前項の規定は、第八十二条の規定によつて土地の所有者が収用された土地の全部又は一部について替地による損失の補償を受けたときは、適用しない。

3 第一項の場合において、土地の価格が権利取得裁決において定められた権利取得の時期に比して著しく騰貴したときは、収用地の現所有者は、訴をもつて同項の金額の増額を請求することができる。

4 第一項の規定による買受権は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の定めるところに従つて収用の登記がされたときは、第三者に対して対抗することができる。

（買受権の消滅）

第五百七条 前条第一項に規定する不用となつた土地又は事業の用に供しなかつた土地があるときは、起業者（当該土地を収用した事業が関連事業であるときは、当該関連事業を行なう者。以下この項において同じ。）は、遅滞なく、その旨を買受権者に通知しなければならない。但し、起業者が過失がなくて買受権者を確定することができないときは、その土地が存する地方の新聞紙に、通知すべき内容を少くとも一月の期間をおいて三回公告しなければならない。

2 買受権者は、前項の規定による通知を受けた日又は第三回の公告があつた日から六月を経過した後においては、前条第一項の規定にかかるらず、買受権を行使することができない。

第六章 収用又は使用に関する特別手続

（協議の確認の申請）

第一百八条から第一百五十五条まで 削除

（協議の確認）

第一節 削除

第二節 協議の確認

（確認申請書の欠陥の補正）

第五百十七条 第十九条の規定は、前条第二項の規定による確認申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第五百十六条第二項」と、「事業認定申請書」とあるのは「確認申請書」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

（協議の確認）

第五百十八条 収用委員会は、第五百十六条第二項の規定による確認申請書を受理したときは、前条において準用する第十九条第二項の規定により確認申請書を却下する場合を除くの外、市町村別に当該市町村に關係のある部分の写を当該市町村長に送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による書類を受け取つたときは、直ちに、確認の申請があつた旨を公告し、公告があつた日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に報告しなければならない。

（非常災害の際の土地の使用）

第五百二十二条 非常災害に際し公共の安全を保持するためには第三条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合には、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができます。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

2 前項の規定によつて使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間は、公共の安全を保持するためには必要且つやむを得ないと認められる範囲をこえてはならない。

（確認の拒否）

第五百十九条 収用委員会は、第五百十六条の規定による協議の確認の申請があつた場合において、その申請が前条第五項の規定に該当しないときは、その申請を拒否しなければならない。但し、異議の申出が申請に係る土地の一部に関するものであつて、他の部分に影響がないときは、その影響のない部分について、確認をしなければならない。

（確認処分の方式及び確認書の送達）

第五百二十条 第五六条の規定による確認又は第五項若しくは前条但書の規定による確認又は前条の規定による確認の拒否に準用する。この場合において、「裁決」とあるのは「確認又は確認の拒否」と、「裁決書」とあるのは「確認書及び確認拒否書」と、「起業者・土地所有者及び関係人」とあるのは「起業者、土地所有者、関係人及び第五百十八条第四項の規定によつて異議を申し立てた利害関係人」と読み替えるものとする。

（確認の効果）

第五百二十三条 収用委員会は、第五十九条の規定による裁決の申請に係る事業を緊急に施行する必要がある場合で、明渡裁決が遅延することによって事業の施行が遅延し、その結果、災害を防止することが困難となり、その他公共の利益に著しく支障を及ぼす虞があるときは、起業者の申立により、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提供させた上で、直ちに、当該土地を使用することを許可することができる。

（緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用）

第五百二十四条 収用委員会は、第五十九条の規定による裁決の申請に係る事業を緊急に施行する必要がある場合で、明渡裁決が遅延することによって事業の施行が遅延し、その結果、災害を防止することが困難となり、その他公共の利益に著しく支障を及ぼす虞があるときは、起業者の申立により、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提供させた上で、直ちに、当該土地を使用することを許可することができる。

3 市町村長は、第一項本文の規定による許可をしたとき、又は同項但書の規定による通知を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による使用の許可があつた後、起業者は、第一項の場合において、土地の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積りたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

5 第一項の規定による使用の許可があつたときは、明渡裁決があつたときは当該明渡裁決において定められた明渡しの期限において、第四十七条の規定によつて却下の裁決があつたときはその裁決の時期において、第一項の規定による使用の許可は、第二項の規定にかかわらず、その効力を失う。

6 第八十三条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定によつて提供すべき担保並びにその取得及び取りもどしについて準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第五百二十三条第一項」と、同条第五項及び第六項中「工事を完了」とあるのは「補償の支払」と、同条第五項中「耕地の造成による損

(特別区等の特例)
第一百四十四条

市町村又は市町村長に関する規定は、都特別区の存する区域にあつては特別区又は特別区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては該市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。
(政令への委任)

第一百四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条第一条第一項第二号(第九十四条第六項(第一百三十八条第一項において準用する場合を含む)、第一百二十四条第三項(第一百三十九条第一項において準用する場合を含む))において準用する第九十四条第六項又は第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。第一百四十六条第一号において同じ)の規定によつて、収用委員会に出頭を命ぜられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたとき。

二 第百三十七条の規定により秘密を守る義務がある者が、職務上知り得た秘密を漏らしたとき。

第一百四十二条 第二十八条の三第一項(第一百三十八条第一項において準用する場合(第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に限る。)を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項に規定する場合において、都道府県知事の許可を受けないで土地に立ち入り、又は立ち入らせた起業者

二 第十三条(第三十五条第三項又は第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第十一条第三項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

三 第十四条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つた者

四 第百二条（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土

五 第百三十九条第二項の規定に違反して、土地を引き渡さない者
地若しくは物件を引き渡さず、又は物件を移転しない者

第六百四十四条 第六十五条第一項第三号（第九十一条第六項（第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第三項（第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）第百四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第六百四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、十万円以下の過料に処する。
一 第六十五条第一項第二号の規定により出頭を命ぜられた鑑定人が、正当の事由がなくて出頭せず、又は鑑定をしないとき。
二 第六十五条第一項第一号（第九十四条第六項（第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第三項（第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）第八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第九十四条第六項又は第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。（次号において同じ。）の規定により出頭を命ぜられた者が、正当の事由がなくて出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

三 第六十五条第一項第一号の規定により資料の提出を命ぜられた者が、正当の事由がなくして資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

附 則
この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年をこえない期間内において、政令で定める。

附 則（昭和二七年六月一〇日法律第一八号）
この法律は、新法施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月一五日法律第二三一号）
抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二
八三号）抄

この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月一日法律第二十九
五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月七日法律第三〇
一号）抄

（施行期日）

この法律の施行期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十八年三月三十一日後であつてはならない。

附 則（昭和二八年七月三一日法律第九
八号）

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一日法律第一一
四号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一二日法律第一
九九号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年三月三一日法律第五
一号）抄

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和二九年四月二二日法律第十七
二号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月八日法律第五三
一号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三〇年八月六日法律第一四
一号）抄

附 則 (平成八年五月二十九日法律第五二)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四五)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法(以下「能開法」という)の目次、第十五條の六第一項、第十六條第一項及び第二項、第十七條、第二十五條、第五節の節名並びに第十七條の改正規定、能開法第二十七條の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七條の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二までの規定、附則第十七条の規定(雇用促進事業団法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る)並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改める部分を除く)並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日法律第一)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二〇日法律第六)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二一日法律第五)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附 則 (平成一一年六月一一日法律第七)

(O号) 抄

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年六月一六日法律第七)

(六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八)

(七号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く)、並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く)、並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条の二書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百十五条の規定)公布の日

第一条 土地収用法の一部改正に伴う経過措置による指示とみなす。

第一条 この法律は、施行日前にした第四百十三条の規定による改正前の土地収用法第二十七条第三項の規定による命令は、第四百十三条の規定による改正後の土地収用法第二十七条第三項の規定

によっては、なお從前の例による。

第一条 この法律は、施行日前にした事務の認定についての建設大臣に対する審査請求について

は、なお從前の例による。

第百五十九条 (国等の事務)

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体他の地方公共団体その他の公共団体の機関が法律又はこの法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第七)

(O号)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八)

(手数料に関する経過措置)

第一条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行に際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第一条 (罰則に関する経過措置)

第一条 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百六十二条 (罰則に関する経過措置の政令への委任)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百六十三条 (罰則の適用)

この法律の施行前に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百五十四条 (新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務)

この法律の施行前に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百五十五条 (新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについての地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百五十六条 (財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百五十七条 (上級行政庁による裁決の申請及び協議の確認の申請に係る手数料の額についての指針)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百五十八条 (都道府県知事に対する事業の認定についての建設大臣に対する審査請求について)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百五十九条 (施行日前にした事務の認定についての建設大臣に対する審査請求について)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分等に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分等の上級行政庁とみなされる行政は、施行日前に当該処分等の上級行政庁であるときは、上級行政庁とみなされ行政が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

行政は、施行日前に当該処分等の上級行政庁であるときは、上級行政庁とみなされ行政が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十三年三月三一日法律第九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二十三年五月一一日法律第三十五条）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--	--

<p>第二条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十三年八月三〇日法律第一〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>第二条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十三年八月三〇日法律第一〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。</p>
---	--

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第八条第一項から第六項まで及び第十六条までの規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第二十七条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 （平成二十四年五月八日法律第三〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十四年五月一一日法律第五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
---	---

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二四年五月八日法律第三〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p>附 則 （平成二十五年一二月一三日法律第一一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--	--

る罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定
二 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日